

# 成安造形大学研究倫理規程

制定日 令和 3年 9月16日

## (目的)

第1条 この規程は、「芸術による社会への貢献」を基本理念(教育理念)とする成安造形大学(以下、「本学」という。)における研究者及び事務職員に求められる行動規範としての研究倫理を定め、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止し、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為及び芸術諸分野における創作・表現活動の総称
- (2) 研究者 本学の非常勤を含む教育職員、客員研究員、学部の学生及び研究生、本学で研究を行う共同研究者等、本学において研究活動に従事する者
- (3) 事務職員 競争的資金を含む研究費の運営・管理に関わる事務に従事する者

## (研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、自らの責任で誠実に研究を遂行しなければならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじなければならない。
- 3 研究者は、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

## (研究成果の発表)

第4条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

- 2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究の持つ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

## (不正行為の禁止)

第5条 研究者は、研究の申請、実施若しくは報告又は研究成果の公表において故意に捏造、改ざん、

盗用、二重投稿及び不適切なオーサーシップをしてはならない。

(資料等の収集方法・管理の妥当性)

第6条 研究者は、学問的及び一般的に妥当と考えられる方法で、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者は、収集した資料、情報及びデータ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間、これらを保存しなければならない。

(他者の業績評価)

第7条 研究者は、他者の研究論文等の査読、その他の研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該の評価基準や審査要項等に従い、自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該の業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(研究費の取扱の基本指針)

第8条 研究者及び事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び運営交付金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めることにより、その負託に応えなければならない。

(研究費の使用及び執行に関する意識の向上)

第9条 研究者は、研究者個人の発意によって提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという自覚を持たなければならない。

2 事務職員は、研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるという自覚を持たなければならない。

(研究費の目的外使用の禁止)

第10条 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 研究者及び事務職員は、研究費の使用とその事務処理に当たって、法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第12条 研究者は研究を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(本学の責務)

第13条 本学は、本規程に基づいて、研究者の研究倫理意識の向上を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者並びに事務職員の研究倫理に反する行為に対しては速やかに適切な措置を講じるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃については、研究活動運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年9月16日に施行し、令和3年9月1日に遡って適用する。